**限定承認公告**

本籍千葉県市原市馬立八二〇番地四、最後の住所千葉県市原市士宇八一六

被相続人　亡　佐々木初雄

右被相続人は平成二十五年五月三十一日より同年六月一日の間に死亡し、その相続人は平成二十六年一月十六日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

千葉県千葉市稲毛区宮野木町一二四七

相続財産管理人　黒川　光江

**限定承認公告**

本籍東京都豊島区南大塚二丁目一八三四番地、最後の住所東京都文京区白山二丁目二三番四―二〇二号　被相続人　亡　小山　靖夫

右被相続人は平成二十三年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

東京都港区西新橋一丁目二〇番一〇号西新橋エクセルビル六階あだん法律事務所

限定承認者小山京子

代理人弁護士　佐々木惣一

**限定承認公告**

本籍大分市富士見が丘東五丁目七一〇番地八六、最後の住所大分県別府市大字南立石二一二四番地の一　プレジデントコーポ中央ビル三〇一号　被相続人　亡　橋本　静生

右被相続人は平成二十五年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十四日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番一七―四〇一号

相続財産管理人　妹尾　奈緒

**限定承認公告**

本籍熊本市中央区本丸三番、最後の住所熊本市中央区本丸三番五号

被相続人　亡　谷川　義治

右被相続人は平成二十五年十月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年一月十六日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

熊本市中央区水前寺公園四番二〇―四〇四号水前寺椿ビル　限定承認者　谷川林之介

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十三億八千五百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年一月二十三日付官報の号外第十四号五十二頁に掲載されています。

平成二十六年一月二十八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　RW3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を五千万円減少し、三十一億九千三百万円とすることにいたします。効力発生日は平成二十六年三月三日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ジャパン・レジデンシャルI特定目的会社

取締役　本郷　雅和

**優先資本金の額の減少に係る事項の公告**

当社は平成二十六年二月十三日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金（以下、あわせて「現金余裕金」という。）相当額を本計画に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金を上限として、一円の整数倍で取締役が相当と判断する額について、取締役が優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適切と認める時期

四、減少する優先資本金の額

金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は全ての種類の優先出資とし、その口数は五千万口とする。

六、消却の方法

買入を希望する優先出資社員の中から、優先出資一口につき金一円で任意買入消却する。なお、希望者多数の場合、抽選によって決める。

七、消却に要する金額

金五千万円

平成二十六年一月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ジャパン・レジデンシャルI特定目的会社

取締役　本郷　雅和

**株式交換公告**

当社（甲）は、株式会社マルヤ（乙、住所埼玉県春日部市小渕二四三番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うことといたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十六年三月二十六日です。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十六年一月二十八日

東京都港区港南二丁目一八番一号

株式会社日本リテールホールディングス

代表取締役　小川賢太郎

**任意清算公告**

当社は、平成二十五年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月二十八日

大阪府豊中市小曽根四丁目二五番一六号

合資会社ケイエスシステム

無限責任社員　川田　誠二

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 四〇 | 下 | 一四 | 一六 | 一四 |
| 〃 | 〃 | 一六 | 終りから一九 | 終りから一六 |
| 四一 | 上 | 二 | 五 | 二 |
| 〃 | 〃 | 五 | 一二 | 五 |
| 〃 | 〃 | 一二 | 一五 | 一二 |
| 〃 | 〃 | 一五 | 終りから二〇 | 終りから一八 |
| 〃 | 〃 | 一八 | 一 | 一 |
| 〃 | 〃 | 一九 | 終りから | 終りから一九 |
| 〃 | 〃 | 終りから | 一三同項 | 第15条第5項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、第9号を8号 |
| 三二 | 上 | 一 | 超えるの | 超える |
| 三九 | 〃 | 終りから三 | 乗員保護及びび | 乗員保護装置及び |
| 〃 | 下 | 二 | 8号 | 7号 |
| 〃 | 〃 | 終りから二 | 八第五号とし、 | 同日（同号外）国土交通省告示第八百二十七号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示） |
| 四二 | 上 | 一 | 一〇 | 3・1・3 |
| 〃 | 下 | 二 | 五 | |
| 〃 | 〃 | 五 | 二 | |
| 〃 | 〃 | 一〇 | 二十六日 | 三十一日 |

（原稿誤り）

一四　下　終りから三　超えるの

一五　〃　二　乗員保護及びび

〃　〃　三　乗員保護装置及び

（原稿誤り）

同日（同号外）国土交通省告示第八百二十六号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

布国土交通省令第七十三号（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十八日付第一七号六五年十一月二十八日付衆会

四ページ●同日付政府調達第一六号四八ページ●二十第一五号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）